

事業主様
担当者様

大阪紙商健康保険組合
理事長 安西 信之
(公印省略)

令和 8 年度の予算成立と事務取扱等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 8 年度の予算について、去る 2 月 16 日開催の第 140 回組合会で承認され、成立したことをお知らせいたします（詳細は「けんぽだより」春号に掲載します）。

令和 8 年度は、当組合の運営に大きな影響を与える「協会けんぽの全国平均保険料率 1%引き下げ（大阪は 101.3%）」と「診療報酬の大幅な引き上げ（本体部分+3.09%、薬価等 -0.87%）」という 2 つの大きな事象が発生します。

このような状況下で、予算作成にあたり最も重要な数値である保険料率の設定について、理事会、組合会において、今後の当組合の財政状況などを含め、慎重に検討いたしました。

結果として、「新たに徴収する子ども・子育て支援金に対する、事業主及び被保険者への負担軽減」「協会けんぽに対する当組合の優位性を維持」することが優先であると判断し、健康保険料率を 1%引き下げ、99%とすることを決定いたしました。

当組合では、今後も、電子申請やマイナンバーの利活用等 ICT 化の推進による事務効率化・経費削減及び事業所担当者の事務負担軽減を図るとともに、保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するように努めてまいります。

つきましては、予算成立を受け、別紙「令和 8 年度の事務取扱等について」及び「標準報酬・保険料月額表」をお送りしますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

(別紙) 令和 8 年度の事務取扱等について

○健康保険料率（一般保険料率＋調整保険料率）（令和 8 年 3 月分から）

健康保険料率は 99‰（事業主 50.5‰、被保険者 48.5‰）に引き下げます。

料率の内訳は以下のとおりです（任意継続被保険者は令和 8 年 4 月分から）。

一般保険料率	変更前	変更後
事業主	50.337 ‰	49.837 ‰
被保険者	48.363 ‰	47.863 ‰
計	98.700 ‰	97.700 ‰

調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.663 ‰	0.663 ‰
被保険者	0.637 ‰	0.637 ‰
計	1.300 ‰	1.300 ‰

※ 調整保険料とは、各健康保険組合間の共同事業に要する費用の為の保険料です。
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

○基本保険料率と特定保険料率

一般保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）の内訳は以下のとおりです。

基本保険料率	変更前	変更後
事業主	30.692 ‰	31.131 ‰
被保険者	29.488 ‰	29.897 ‰
計	60.180 ‰	61.028 ‰

特定保険料率	変更前	変更後
事業主	19.645 ‰	18.706 ‰
被保険者	18.875 ‰	17.966 ‰
計	38.520 ‰	36.672 ‰

（基本保険料率）加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

（特定保険料率）前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、主に高齢者への拠出金に充てるための保険料率

○介護保険料率（令和 8 年 3 月分から）

介護保険料率は 17.8‰（事業主 8.9 ‰、被保険者 8.9‰）で据え置きます（任意継続被保険者は令和 8 年 4 月分から）。

○子ども・子育て支援金率（令和8年4月分から）

子ども・子育て支援金率は2.3‰（事業主1.15‰、被保険者1.15‰）となります。

○子ども・子育て支援金制度の開始（令和8年4月から）

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える、新しい分かち合い・連携の仕組みとされています。当該制度の開始により、健康保険組合などすべての医療保険者は、子ども・子育て支援納付金の支払いに充てるため、事業主及び被保険者から子ども・子育て支援金を徴収することになります。

○令和8年度の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限

令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均が、382,681円（令和6年：376,693円）となりましたので、健康保険法第47条の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、26等級の38万円となります。

○メンタルヘルスカウンセリング事業の廃止

メンタルのお悩みを電話や面接で相談する、メンタルヘルスカウンセリング（心の電話健康相談）事業を令和8年3月31日をもって廃止することになりました。

長期間のご利用、ありがとうございました。

（3月31日までは従来通りご利用いただけます）